



浪花塩之巻

全

リ 5
3558



天保八丁酉年二月廿八日大坂法皇中宮法皇同及様より
江府法皇中宮法皇同及様へ此紙に記す事



一筆書院に於て此の如く御前大満所方御教より書大
いふ事此の如く御前大満所方御教より書大
西南之風録に記す事 追々大天の及以可也様子身兩人
御中御内見是より書と法皇の度宗の御代より書大
法皇の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大
越小書院より書大天の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大
大徳撫之御前大満所方御教より書大天の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大
并掛及乱妨より書大天の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大
足島中書院より書大天の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大
ホ万事と云入度より書大天の及以可也様子身兩人御前大満所方御教より書大



尾町迄也一面の猛火もさきさきに川城代所居を包むる所
是日早し此城地なりと俄に其具を法法地木所城
代に吹流ありて抜死にも不敵と語す時色を法法地具は
着月之武者を人五捕す外少討ち大筒六箇火矢合宗
之印武笠も九揚大丈の弁を並示すを井戸打込
不允井戸部の中を所登り由大手玉造と搦を起す印合
七夜重之孫子此所跡部止搦す上事羽織之具是日
差月之候所城へ移入なり印曲搦之自夜も此所居
印中九段中流之用見申少座之方人足詰之不替より案
詰と飛ぶ砲死す又二人小屋裏に不替に法砲死す玉葉子
為る所法史高度中法法用之内有信仕兩人之目是
三泊り下詰兵共著原差所門中入心附言人々所城代に

此城所居向木より一時夜更言留り合中へ夜入らるる風止
少得深火之氣強夜中時色又川城代所居包むる有之九事時
比少火弱弱らる引く火極大煙頭反ら信史遠江等皆
當時所中九泊り下詰兵共著原差所門中入心附言人々所城代に
七事時以て少火之氣強火中孫子所所城代に此城所
に格別之儀は許さるる是日九段に候も各月廿六時
以て夜明も法火を之因中時色更燒起る者起人
平公儀何方候哉と如く申玉造法史高度人数多
自物世禱哉と及兼中へ色を風流す自擬すい多し
い中へ是も申す謀を成す時大人度此十九日四時
史事羽織死す時色は法法地大手印張中より詰所
城代に吹流たり史事羽織之具は是日所居之楯を

元次之内にも異は著用之者も少くは

是近ても所民津市丸波なる所城代森
第銃門透一寛角より之若く我進より入る者入城
多人数近寄りも槍中玉造の供も爲身城より之
方より防出れ遠後但馬も於て同月角二十挺拜借
い角一東より之を由或る由之糧糧の爲りも備極其方同心
付極右之所城代同心等之強少居りし所中あり速
留其方同心も持て給ふに所城代より以て城代より
具是之由以尤も軍用減をより之は軍持物也之は
諸其力同んた及之者少

此助流馬の事より是近ても夜五時以て東より二
也糧糧の事認む具是之者用之事務書あり是

別記の乱事

廿日朔六時之末より何之別業之に其無方同心体
也一す之令徳も明候も平人の事也之は少くは
之配い多し一は心得尤も所城代も此の所遠寄
小屋裏通りも活炮破り迄夕刻より夜入り少くは
之務後其第法はつて下捕り者懐中も及し不
カンドラ枕打白布に持名も活懐中い多し一兵由
人多法之也其も捕り由候も此は

○此夜戌之中刻迄火之焼くも得た今曉迄も下
今朝之時より強雨定之所城内は別業之無
候所同意も此より大なる猛火之に所城代を
小屋火之務多記の中城代あやも此は

大受の御事 徳意の者人 兼強き事 幸上 官害 大人之死
 仕は 徳意の者人 平包の文字 并 回照 此方 同恩 五六人 十
 外 百姓 此の由 申す

右の通り 此日の 遊の 書記 並に 文牒 之中 凡設と 申く
 こと 定るは 也 遠い 後 多 事 申す 申す 申す 申す
 片 披 たり 文 面 五つ 申す 西 十 二 日 二 概 三 通 言
 浮 外 け 九 走 申す 後 与 恐 惶 謹 言

二月廿日

兼 徳 意 部 員
 北 条 遠 江 守

戸田 治 政 守 様
 栢田 茂 隆 守 様
 石川 伝 縁 守 様
 急 用

幸 申 上 下 坂 所 中 之 方 二 概 矣 申 上
 凡 設 此 旨 申 上

以 別 申 中 之 旨 申 上 程 持 場 之 儀 申 上 凡 設 此 旨 申 上
 幸 申 上 勿 論 之 儀 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上
 三 概 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上
 三 概 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上
 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上
 意 申 上

二月廿日

兼 徳 意 部 員
 北 条 遠 江 守

兼 徳 意 部 員
 北 条 遠 江 守

世書と大徳と由取在平徳も抄法と教も抄法其之寫
死之由也

天保八箇三月二日

去月廿三日所刊代抄年仔等及下家其之若ら下
以今及大坂表大止之重事有之大神流り得共法意
之若丹波山自之立龍川同山ありてりる大印代古
中七龍頭及下り何三平及下り龍三龍川も猶又古
表下り越次才山流り系町なり振中古依りお強てありる
存りてまゝありて武意用意山流り人教の若ら下
印所込ありてりる下りも意て珍なる法内意之從り
人をも以て違ありてりる又振中古依りも同白家其之者

心者只違書り以て不從從黨及乱妨ハ奸穢と振中神
峯山古之立龍川風子ありて大遠城川山流り近
そ七才とありてりる違才とありて人教若ら下り積波
用意所振所可代も法違ありて裁り得共也
てありてりる下りありてりる者も字少りて違り可
波分違ありて依り人教若ら振武意用意ありて
不波人分り越世及以使者以由りてりる

三月二日

松本紀傳也

元東徳町世力大塩平の頭ありて世力同心七八人其外之
頼之少年及振何五六村之百姓をかこりて本月十九日
朝五時より大塩宅へ自身火をかけけり朝岡助之允と

ソレ世方之宅火矢を打ち搦る事よりよ力同心の宅に殘
家毎日火矢を射搦焼る火消之者防に搦り海を鳥
銃らりしに射殺し槍の鞘をとりし白刃を搦りし
有近者をせり火に燒れり

列祀の御廟大協の事と隣り故神典を早しと玉社遷
御之間もち大筒を打ち搦所を力同心は皆ゆりし其
大筒を打ち搦所を力同心は皆ゆりし其餘焰寺所
及い又天神社を大筒より燒立其近邊四五人鎧より
人家へ押込人を追散し是等を積重子火をつけ去る
四五軒宛所を置同様とするを致し其中天神橋を
官より引去り俄に浪華橋を渡南談哉放火し是より
船場の金穴は大筒より燒立むよ力町の騒動と心得る

此より大筒身元子響音黒烟目前より起り市中の具足満ふの謂
金穴の居る所は其家大筒もある銃より土流乃至を
流もあり風呂敷包を有て東西に奔走し南北に廻り
市中一隅より大の遠近に抱搦たり奉行より力同心
皆白刃を銃より防し所以に流る所より玉造系橋
西端より同心賊と餘銃殺し賊黨が討ち首成長銃
子突刺持りし賊之跡外に出る事より大を消す
此白申に火銃より中五廿日夜四時城の馬場より燒立
之有湖銃りし尤も放火流る事あり是れ時より
五六々ある所は地中其護衛の諸侯各其門前より陣火消
大名尾崎岡部其外葵章の陣平原より六七陣の陣火消
又より殺業盛し其中を早馬より馳馳し其側より近邊の

焼きまの難民救養院に天啓動の... 天啓橋の組共
カ士騎斗白鉢巻小午すれ尚銘の鞘をもちし鳥銃切火
繩よりて因免に廿一日諸藩邸加勢に佐分賊の在可穿鑿
あり甲冑を帯すもあり陣羽織もなきに當りて具鳥銃
を持せしものありしを檢と鞘をもちし一鉄炮切火繩
よりて出勢時十九日夜自官先賊追とて下捕飛道具
とありしを七日間安心に致る解渡り座を浮人心中に不
静藩邸の加勢が通行を誤認りりや又大筒手鉄炮とて
一日に幾度も騷動致市中過す八空房日然よからし
事妻如も近を逃し一唯賊の来るを待てしとて廢業
あり不焼屋穴の畏怖不可謂負民を今日に至り稍後業
済ものもはなき廿日沈没所よりて思ひすなりし事たた死

骸を三人はあり一人は首那一人は乳のち子鉄炮の穴あ
り一人はひもむと春より力底ありは賊黨の由也

諸藩邸より長廻状之字

以廻状被取上りて... 大坂市中及乱妨好賊元交
坂町奉行佐分力大塩平八郎目苗松三郎津田濡之助目能
同心渡邊良左衛門庄目代左衛門近為梶五郎其外之者近
去り身人相書をとり

大塩平八郎

- 一年頃四五六方
- 一顔細長色白方
- 一目張強き方

- 一 眉毛細濃き方
- 一 額開き月代高き方
- 一 鼻常粋
- 一 脊格好常粋
- 一 其印之着用
- 一 歛形付兜着
- 一 黒陣羽織
- 一 其餘着用不分
- 一 年頃廿七歳中
- 一 色黒き方
- 一 脊ひくき方

大塩格之助

- 一 鼻常粋
- 一 月常粋
- 一 上歯二枚有之
- 一 年頃廿五歳中
- 一 色青き方
- 一 脊高肉
- 一 目丸にかまき太き方
- 一 月代高き方
- 一 鼻高き方
- 一 眉毛濃き方

瀬田清之助

渡邊良左衛門

一年頃四十二斗

一 色白者方

一 春ひくき方

一 目二皮大さくお眼

一 月代常躰

近き梶五斗

一 年四十九斗

一 色赤くもき方 首葉石あり

一 春ひくき方

一 目丸常躰

一 月代常躰 用扱あり

庄目儀書つ

一 年頃四十五斗

一 色黒願細方 方之耳つ 樽あり

一 目細き方

一 月代常躰

右之者其由地并出領内に見合第と云捕又と云在
一斗并扱ありと云たふ苦ありと云出領内出味あり之候
者入地いへ候合人違ふと云苦問目指大板町ありと云
かみ粉ありと云知因易之危きと云 伝あり尤名候ハ從持者
下及通達ハ昔と伝あり条あり是出中より別出通達と云
一斗并あり出返布のとり以上

稲垣左近右衛門

一 放火場不修圖附と云 實元和末之太受之是也 觀る

はらせし書記一

賊平公節の存念十九日東西奔り此方所巡檢して朝國助
之允完休之所定り身其時押寄も奔行を討て直振
天満橋をわたり世代八押寄の約束をておたれお聞知之
東奔り告其夜賊黨より瀬田泊る助小る其向直
まて巡見軍内役の可者高政を奉りの宿所切込を
巡習其小衆を討る其際瀬田を埒越越近帰大臨
告り身たあはし妾を殺し直振人救を集免其妻
大をかけ向い外局定て大矢をて焼始めい白梅二流を
一流中八相のととの致つ流を八天照皇大神宮とて
とも又南を妙法蓮華院とて又救窮民の二字とてい
いふふ所大分四枚各車とて引廻り途中とてり道中書を

捕え負民のこのとと偽り味方味頼中付ふ肯く殺
小勢あり是是流流の向を流て近帰り者はは中り流
海町とて王造より力坂平流を助賊の鉄炮を初らひ長官
是へ飛込るをたてせとて玉をまづ一焼くをて討殺
りて事出せし由同返同思其賊一呼と偽り賊党の後
少はははとて賊党の火焼りて平八の親戚高槻の火
術家其書を流らり切殺るまで大筒銃等た上り賊
散り小逃失いは合戦の時逃る所人側集り口の内を
念佛成唱え居由其中の者れ話よ高田官軍賊党一
言並ものあり其の家宛るふつ謂唯鉄炮の音と火の焼
る耳より漸あつて賊党の首を捨小突刺通り由
は側の甘きより焼鉄炮を引より賊瀬田泊る助の致り

申す。王造を極めぬ。及、龍崎の勢を鎮後、傷より
天満より大目のおを拾ひし。若かりし。一寸も位百目
あり。近き。その。夜。お。り。廿三軒。中の。白。箔。子。板。を。細
く。書。し。もの。を。投。返。帰。い。尤。百。姓。を。能。讀。む。の。其。村。の
の。曾。師。式。の。神。王。ホ。ホ。は。ほ。せ。この。書。よ。て。其。大。意。を。味
方。し。り。厚。の。再。奉。の。備。儀。成。り。是。を。官。出。て。其。村
へ。急。度。仇。以。り。り。と。書。分。の。を。り。百。姓。等。畏。怖。し。て。請
請。い。り。定。る。負。民。の。為。と。や。何。れ。書。日。を。あ。ら。ん。を。官
より。如。り。い。人。相。書。ふ。賊。を。訴。ふ。の。銀。百。枚。褒。賞。と。な。り
す。廿。二。日。或。人。す。り。り。り。り。振。津。丹。波。の。界。小。富。岳。の。見。由
る。い。ふ。程。乃。高。山。あ。り。廿。三。日。頂。の。寺。院。要。害。堅。固。か
り。是。を。い。ふ。事。の。こと。の。官。吏。の。話。あり。京。師。の。龜。山。候。禁

裏守護膳所候洛外用ノ淀候橋本園ノ高槻候三島江國
ノの由リト申す。大目のおを拾ひし。若かりし。一寸も位百目
あり。近き。その。夜。お。り。廿三軒。中の。白。箔。子。板。を。細
く。書。し。もの。を。投。返。帰。い。尤。百。姓。を。能。讀。む。の。其。村。の
の。曾。師。式。の。神。王。ホ。ホ。は。ほ。せ。この。書。よ。て。其。大。意。を。味
方。し。り。厚。の。再。奉。の。備。儀。成。り。是。を。官。出。て。其。村
へ。急。度。仇。以。り。り。と。書。分。の。を。り。百。姓。等。畏。怖。し。て。請
請。い。り。定。る。負。民。の。為。と。や。何。れ。書。日。を。あ。ら。ん。を。官
より。如。り。い。人。相。書。ふ。賊。を。訴。ふ。の。銀。百。枚。褒。賞。と。な。り
す。廿。二。日。或。人。す。り。り。り。り。振。津。丹。波。の。界。小。富。岳。の。見。由
る。い。ふ。程。乃。高。山。あ。り。廿。三。日。頂。の。寺。院。要。害。堅。固。か
り。是。を。い。ふ。事。の。こと。の。官。吏。の。話。あり。京。師。の。龜。山。候。禁

賊宗凶年私恩を賣買一舉よりして市民の如く
治済す。一と思ひの外。府中の政跡。歴々可解。是
以一人を怨者。如く賊党。冥々。且曲三公の徽章を

旗小つ事民に下ははは楚懷王我三一心もて也
見戲よひとくも抱腹不堪抱腹

讀書人如斯惡逆をやりし諸生中の恥辱ありと
淡路所よりてきりあひる也
平門人よて平八黨謂本曰君狗者也我狂者也
人評之曰坂本狗者可て平八何得称狂者乎此評
ハ四五年前の事之以此坂本もてかき色を直一可
突し

二月

跡部山城守組與力大塩格之助父隱居大塩平八郎同組
此力同心五六人外百姓共致徒黨い風聞を去十九日己
刻頃右平八郎天満居宅近所同組與力宅に火を掛其
後棒火矢鉄炮ホホ放所より火を掛然りけり早速私
家木火事羽織下着込多人数差出夫々固執處徒黨
之者共逃去此日戌中刻火銃等身人教引取中以此後片布
中以上

二月廿一日

大井火炊頭

一 天保八酉年二月廿七日亥刻到来ニテ
用達橋本清右衛門より書付分ニテ

大坂火騒動之事

一 廿九日於五時天滿屋鋪より出火大躰天満東ハ不残每
橋々橋を渡鴻池天五平五島庄東坊止三井山岩城不残道
修所不残平野所申橋々東坊止津波町上所不残馬場近
東西は役所を越真以軍之備之鉄炮石火矢之仕白撥身
之鉄炮力有凡五百人申之軍勢有る人配箠人共申之申
鉄之先之首を貫き之立津城内大自之先所並言國之人數右
火矢鉄炮之類晝夜あり申之申津波和之屋敷あり申代
未聞之事申之申之天神橋切落しより屋橋今橋高藤橋
平野橋鬼堂橋切落し右之大将合者今以鉄也り申
津城代兩奉行不境危之崎近邊より諸大名或元吉吉虎
皆先陣取之遊之屋居人より之声冷後廿日夜亥刻火
鎮りし右之隘為出ち申之

一 所用書裁あり種より只今介海方自今を以て書裁あり津波白蒲
早退る處を不表り申之途途中る差障山麓前より申之海
下り之申之申之建立帰法傳勤之

卷上
青山岡傷守

大坂町奉行松島力大藤橋之助久阪番平八郎頭九方力
同心兼一田村兼徳堂の〜火矢木を用大坂町申之
火を撤する乱妨を分早一人數名者之捕りし仕役者
お拂切株の〜と着込を〜用し〜傷守に才可仕
ハ尤酒中兼多取杉原甲斐守杉原守之同部同様
一人數名者之捕りし申之

廿五
甲退之成に備々白二連東海乃為之申一連本を以て之

一 大石目録極楽の事

一 道中其の極楽西街道の事

道中其の極楽西街道の事

一 越前極楽の事

右に其の通志極楽の事

一 天保九年二月七日

此後口上

但し後之の事極楽の事

卷上 稲妻丹後

不可代り大坂御代

一 同日其日即ち

此書が大阪府城代を以て達し候と申す中不可成候と申
内意も何事か心腹と云申所より誠心にて通候事
久候と申す事候と云

二月廿八日

福原丹波守
鍋沼忠生傳門

尾と濟吉世日山立町那那同廿日也
辰刻頃一同あり名付去十九日大坂大火より人教
とる也其内一揆騒動も姑收落人数も有候事
抑代も是等國で存と有也尤十九日外上刻出火同廿日
申上刻迄火騒動も亦静大塩平の如く申す
右遠に候止らる事文通之内披露

二月廿八日

大塩平八郎大坂事申す事
檄文寫
前攝河原三近守稗史傳也

四海困窮せば元禄永終人少し
と昔の聖人ありて天下後世の人の君人乃信たる
たる也 東照神君を親寡孤獨とおぼしむ憐れ
是仁政の基と云 信譽を然るは亦の式四章
と云る人驕奢として本心を極免大切の政事
をよみ候事と云 贈世をいふ事の中
義もあきし身もめて立身重き後子孫を
此夫をいふ候運し其政分知りの氏百
近年貴族役甚き苦みのと右に通
ふさふさも大四海の困窮も
此書が大阪府城代を以て達し候と申す中不可成候と申

此書は漢書江表傳國一曰有之風儀之儀天子之是利也
未あるは漢書中同格賞罰の極を所失いしは下民の怨也
わく昔怨とて言つてふ方なき根子乱れ身今この怨氣
天子通三年に地衣火災山に崩れ水に溢れたり包極の天災
流り終に五穀飢饉は多事是皆天より降る戒免の氣也
昔は物共一向上とて人心とつては終に奸邪の輩九世の
故執外に唯中を服人の米穀五五も恒中より掛り定
小者可憐の能依我我末の米の落り察怒りと後世
以多しとては米價ありては多しとて大坂の春は米
人共物一斛之仁を忘しちる物との故道意は年江下へは米
のを能を以多し死子は多し京都へは米のを能を以多し
み此を中位の米を買ひて小者共を痛ふとては多し

昔も昔も仰いふ大名は度々商を待参る小兒を殺ししは
言諸国以何の大地を人民を徳川家の忠死之者も遠
不かくる多しとてけいふ今も春りホ乃不にとて後世
此弱書も我城の末の大坂也 中 遊民も大坂の心持
中通り道徳に義を以存持し身友とて其心厚く
之を由りて三都之由大坂は其持し年来諸大名は成利
の金浪并投持米我莫大三標を束るめとて福幕り
分を以て大名之の家老用人はとて又自己の田畑新田
を影を以て持しは是ありて是の元天元四討を以て
アミ畏れしは我餓死の公人乞食を敢て救其身を膏梁
之味とて結構ありてを喰ひ安宅の辺或は揚を以て
大名とては米我請し以て言價の酒を湯水とてを以て同格

此年一以龍改之村為結結を中々一以河平若妓女哉近平
常日龍之世系子狹りく河平の事より付至長龍之河平也
甲一才子之^龍孝子法後人の子抱りて守り其くちを其を其
一免子民を救ひし儀も龍の事にして常高米を賜りて以事
以年縁迄人なき決して天邊を人の片心も龍に托せり
るに龍は龍の目も堪忍龍の勢い孔也其徳も
以龍を龍改之村のめとせん一龍の福を候しは其の志を
考中合七下民を候し若し免に法後人を法改し引續
き驕り長し其大坂市平五石之町に其法改の跡も同也
之考只穴龍の如くは在る限法改の跡も同也
米夫は法改の跡も同也一龍の跡河平の内田相持の法
考龍の跡も同也一龍の跡河平の内田相持の法改の跡も同也

新法改の太皇太后の御幸と云ふこと大坂市中に懸動起り
と云ふ傳はりて里教と云ふ所は早く大坂に駈来りて其の
太皇太后の御幸と云ふ事一龍の跡河平の内田相持の法改の跡も同也
之考只穴龍の如くは在る限法改の跡も同也
米夫は法改の跡も同也一龍の跡河平の内田相持の法改の跡も同也
考龍の跡も同也一龍の跡河平の内田相持の法改の跡も同也

神亀張るる大坂しつらひ人々をいふもちの程心折早
村くさ能くしつらひ一ふ人さるる大坂四ヶ所之好入は道進
改もつ程子にふるに遠く惠もふ人々をいふもち程心折
差駭動起しつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
よふいしつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
不夫いの中つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
破り焼けつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
さ母もつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
漢の劉裕来ん全志之謀程心折しつらひつらひつらひつらひ
乃理につらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
湯武漢もつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ

心つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ

つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ
つらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひつらひ

奉天致天四討状

元保八丁酉月日

撰河原村村

庄屋年々并小前百姓共

四月四日河原村の村の事候由是
去月十九日位當りの御所候に御書に御來りて申候

市中近生の志探は所夜商表油紙町の賣去屋無き謂言
中者東隠居前より大徳父子等ありて大徳は善家東
大肉為市中の交々地へ通達して一連したる事にて東家
近去りて市中思見たり人等も其間急俊たふに救場中
惣じて同心内山と云ふに家来中も連て交回経同心四人
程日乃を載りて身方中も九人一同中令之曉たふに情状
初後少補給と云へ其状に東之方通致する様にとりて又
双方心より丈夫と云ふ様踏進たが何れも事補して入り
其破押該を如何様と云ふ様大氣を度なき交煙立平八郎
父子之内刑殺者之者自殺は獄入りて入煙強一時子物
立安身兼り内者人十焼死に所所奉りおやり其時諸人分
仕右入りて去遠に各々其様を何れも事補して入りて又

中達請うる圖引名は度中より一二年は経たし而して道

三月廿七日

大井大炊頭

四月廿日徒

以後は 伝はる事書する

尚二月十九日、大井大炊頭中取、放火の時、其火
燒ゆ大徳、手入部大徳、格と申、并、右、所、捕、り、と、事、行
情、少、な、い、身、方、中、も、九、人、一、同、中、令、之、曉、た、ふ、に、情、状
立、安、身、兼、り、内、者、人、十、焼、死、に、所、所、奉、り、お、や、り、其、時、諸、人、分
仕、右、入、り、て、去、遠、に、各、々、其、様、を、何、れ、も、事、補、し、て、入、り、て、又

西四日

方々通つる所

速判名目

大坂油掛所

定三

自殺

信光忍地村首領

在事奉公用人
武吉助討

揚屋入

以下捕病死

上之太子高切服者
此等より下くある

我焼失控友誼
自殺

揚屋入

返り忠

上力

大塩平八郎

同格之助

瀬田海次郎

小泉源次郎

大西共五郎

吉身松五郎

渡邊三郎

河合郷左衛門

近江托五郎

庄司俊五郎

平山助五郎

日

日

日

日

日

恩

日

日

日

日

以活不知

楊屋入

自教

京都町奉行之子と云捕り由
四月二日大坂近江引渡去

八平

八平巨能寂人
持系

八平

八平

八平

八平
醫者伊金右連孫也

り清不知

江崎藩

安井房書

比呂同心

牛上房左郎

次田神

文服忠雄

玉造

大井正一郎

守江

白井孝右衛門

福壽寺村

額田善右衛門

日村

橋本忠之丞

日村

柏岡源右衛門

日村

傳七

日村

松田軍治

日村

高橋九右衛門

弓削村

西村利三郎

八

武登

松野村

本村馬之助

八

和田氏